関連する分野の基礎的素養を培うことができるよう、当該大学院における工学を専攻する研究科において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第三十四条の三　前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学院における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学院における工学を専攻する研究科以外の研究科における教員をもって充てることができるものとする。

2　前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第九条に規定する数の教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が第九条により置くこととされる教員以外の者である場合は、一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

第十二章　国際連携専攻に関する特例

第十三章　雑則

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（課程を設ける工学に関する専任教員の数に関する経過措置）

2　この省令の施行の際、現に設置されている大学の大学設置基準第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数については、当分の間、なお従前の例によることができる。

（大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の一部改正）

3　大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

表中

第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）	第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）	第十章　共同教育課程に関する特例（第三条―第四十九条）
第十一章　共同教育課程に関する特例（第十三条―第四十九条）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第十条―第五十六条）
第十二章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）	第十二章　雑則（第五十七条―第六十条）
第十三章　雑則（第五十七条―第六十条）	

を

第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）	第九章　事務組織等（第四十一条―第四十二条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条の四―第四十二条の十三）	第十章　共同教育課程に関する特例（第三条―第四十九条）
第十一章　共同教育課程に関する特例（第十三条―第四十九条）	第十一章　工学に関する学部の教育課程に関する特例（第四十九条の二―第四十九条の四）
第十二章　工学に関する学部の教育課程に関する特例（第四十九条の二―第四十九条の四）	第十二章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
第十三章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）	第十三章　雑則（第五十七条―第六十条）
第十四章　雑則（第五十七条―第六十条）	

に、

第十三章　雑則	第十二章　雑則

を

第十四章　雑則	第十三章　雑則

に改める。